

沖縄県がん診療連携協議会部会の申合せの一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
(改正理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の部会名称及び担当業務を修正する。</li> <li>・各項目に条を加える。</li> <li>・第4条及び第5条の略式名称を修正する。</li> </ul>	
沖縄県がん診療連携協議会部会の申合せ（案）	沖縄県がん診療連携協議会部会の申合せ
第1条 略	1 略
<b>第2条 部会の名称、担当業務は、次のとおりとする。</b>	<b>2 部会の名称、担当業務は、次のとおりとする。</b>
部会名称 担当業務	部会名称 担当業務
医療部会 沖縄県におけるがん医療の質の向上を図る 研修部会 緩和ケア研修以外の研修会の企画、実施	研修部会 緩和ケア研修以外の研修会の企画、実施
緩和ケア・在宅医療部会 沖縄県における緩和ケアの普及と質の向上、及び がんにおける在宅医療の普及を図る がん登録部会 データの解析、他病院への普及活動	がん登録部会 データの解析、他病院への普及活動
小児・AYA部会 沖縄県における小児・AYA領域のがん医療の質の 普及啓発部会 向上と、学業・就労等の患者・家族への支援の充 実を図る がんに関する情報提供、一般向け講演会の企画・ 実施	普及啓発部会 がんに関する情報提供、一般向け講演会の企画・ 実施

離島・へき地部会 地域ネットワーク部会	沖縄県の離島・へき地におけるがん医療の質の向上と種々の支援の充実を図る 沖縄全県版地域連携クリティカルパスの作成・運用による効率的な地域診療ネットワーク作り	地域ネットワーク部会	沖縄全県版地域連携クリティカルパスの作成・運用による効率的な地域診療ネットワーク作り
情報提供・相談支援部会 相談支援部会	沖縄県におけるがんの情報提供および相談支援体制の強化と質的向上を図る 相談支援ネットワークの構築、セカンドオピニオンリスト作成	相談支援部会	相談支援ネットワークの構築、セカンドオピニオンリスト作成
ベンチマーク部会 緩和ケア部会	沖縄県におけるがん医療の質的向上とがん対策の向上に資するデータの収集、分析、活用、提言等を図る 緩和医療全般－特に緩和ケア研修会企画・実施／ホスピスとの連携／緩和ケアチームの普及など	緩和ケア部会	緩和医療全般－特に緩和ケア研修会企画・実施／ホスピスとの連携／緩和ケアチームの普及など
がん政策部会	沖縄県におけるがん対策への提言	がん政策部会	沖縄県におけるがん対策への提言
第3条	略	3	略
第4条	部会員は部会長の推薦に基づき、琉球大学医学部附属病院 琉大病院の病院長が委嘱する。 (事務)	4	部会員は部会長の推薦に基づき、琉大病院の病院長が委嘱する。 (事務)
第5条	部会の事務は、琉球大学医学部附属病院 琉大病院の事務部及び各地域がん診療連携拠点病院において処理する。 (雑則)	5	部会の事務は、琉大病院の事務部及び各地域がん診療連携拠点病院において処理する。 (雑則)
第6条	略	6	略
附 則	この申し合わせは、平成20年9月30日から実施する。	附 則	この申し合わせは、平成20年9月30日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成 22 年 2 月 5 日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成 24 年 6 月 11 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元年 5月10日から施行し、平成30年 5月 11日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成 22 年 2 月 5 日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成 24 年 6 月 11 日から実施する。

## 沖縄県がん診療連携協議会部会の申合せ（案）

〔平成20年 9月30日〕  
〔制 定〕

### （趣旨）

**第1条** 沖縄県がん診療連携協議会要項（平成20年7月15日制定。以下「要項」という。）  
第8条第2項規定に基づき、沖縄県がん診療連携協議会部会（以下「部会」という。）  
に関し必要な事項を定める。

### （名称等）

**第2条** 部会の名称、担当業務は、次のとおりとする。

部会名称	担当業務
医療部会	沖縄県におけるがん医療の質の向上を図る
緩和ケア・在宅医療部会	沖縄県における緩和ケアの普及と質の向上、およびがんにおける在宅医療の普及を図る
小児・AYA部会	沖縄県の小児・AYA領域のがん医療の質の向上と、学業・就労等の患者・家族への支援の充実を図る
離島・へき地部会	沖縄県の離島・へき地におけるがん医療の質の向上と種々の支援の充実を図る
情報提供・相談支援部会	沖縄県におけるがんの情報提供および相談支援体制の強化と質的向上を図る
ベンチマーク部会	沖縄県におけるがん医療の質的向上とがん対策の向上に資するデータの収集、分析、活用、提言等を図る

**第3条** 部会に部会長を置き、部会員の中から、幹事長が指名する。

**第4条** 部会員は部会長の推薦に基づき、琉球大学医学部附属病院の病院長が委嘱する。

### （事務）

**第5条** 部会の事務は、琉球大学医学部附属病院の事務部及び各地域がん診療連携拠点病院において処理する。

### （雑則）

**第6条** この申合せに定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この申し合わせは、平成20年9月30日から実施する。

### 附 則

この申し合わせは、平成22年2月5日から実施する。

**附 則**

この申し合わせは、平成24年6月11日から実施する。

**附 則**

**この申合せは、令和元年 5月10日から施行し、平成30年 5月 11日から適用する。**